事業所番号	

別紙第１表　特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源 CO_2 $t\text{-}CO_2$	②非エネルギー起源 CO_2（③を除く） $t\text{-}CO_2$	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO_2 $t\text{-}CO_2$	④メタン $t\text{-}CO_2$	⑤N_2O $t\text{-}CO_2$
⑥HFC $t\text{-}CO_2$	⑦PFC $t\text{-}CO_2$	⑧SF_6 $t\text{-}CO_2$	⑨NF_3 $t\text{-}CO_2$	⑩エネルギー起源 CO_2（発電所等配分前） $t\text{-}CO_2$

備考　1　①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
　①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
　②　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
　③　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
　④　メタンの温室効果ガス算定排出量
　⑤　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
　⑥　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
　⑦　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
　⑧　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
　⑨　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
　⑩　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
2　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
　(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
　(2)　電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
　(3)　熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
3　①の量に、備考の２(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表にも必要事項を記載すること。
4　③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
　(1)　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
　　イ　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
　　ロ　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
　　ハ　廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
　(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用
5　⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
6　⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
7　⑩の欄には、備考の２(1)に掲げる量を記載すること。
8　本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

事業所番号	

別紙第２表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/kWh$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第３表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表に記載すること。